

2019年12月26日

商品類型 No.128 「日用品 Version1.21」
分類 E. 「清掃・収納用品、室内装飾・芸術品」の部分的な改定について

公益財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

1. 改定の経緯

エコマークでは、グリーン購入法の「環境物品等の調達に関する基本方針」の「判断の基準」に対して同等以上となるよう整合性に留意して、認定基準を制定している。今回、同基本方針の令和2年2月7日変更閣議決定により、特定調達品目およびその判断の基準に「プラスチック製ごみ袋」が新たに追加されたことを受け、同基本方針との整合を図るべく改定を行う。

2. 改定箇所

以下の基準項目を追加する。

4. 認定の基準と証明方法

4-1.環境に関する基準と証明方法

4-1-3.個別製品に関する基準と証明方法

- (39) 「ごみ袋」は、再生ポリマーの配合率またはバイオベース合成ポリマー含有率を製品本体、製品の包装、カタログ、またはウェブサイトなどに表示していること。

3. 改定予定日

2020年3月1日

以上